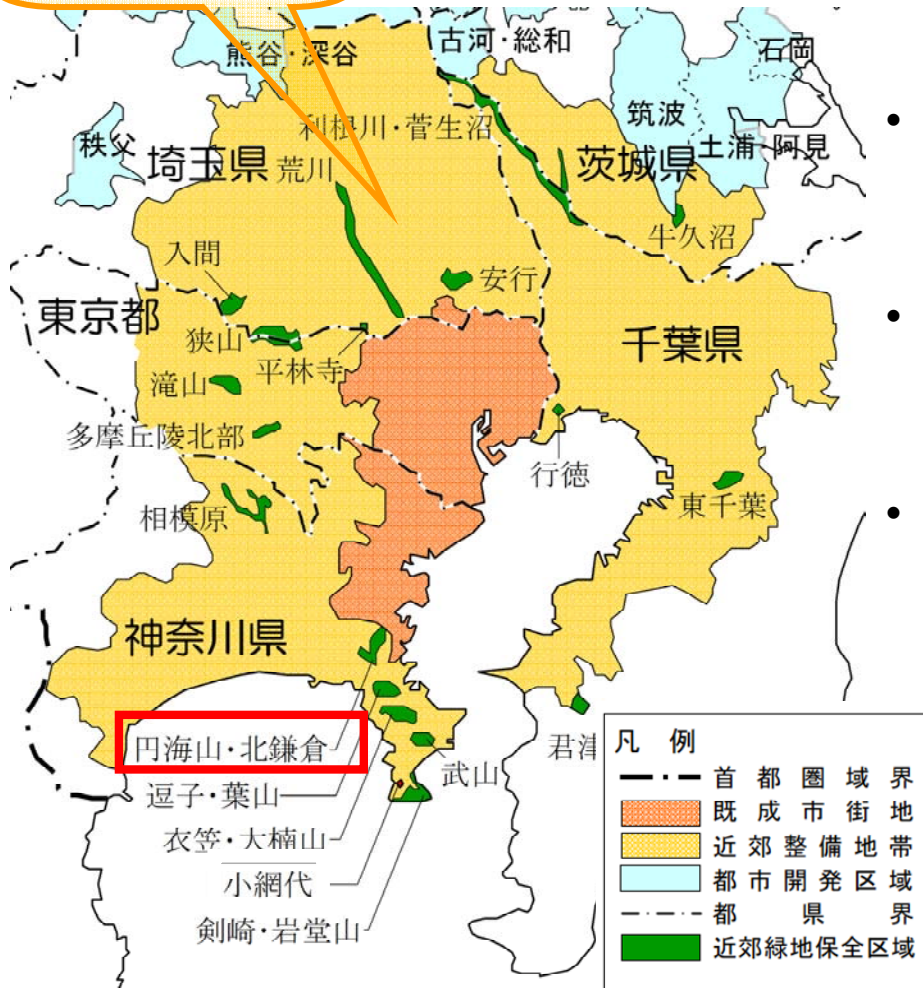


えんかいざん

# 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の 拡大指定について

# 近郊緑地保全制度について

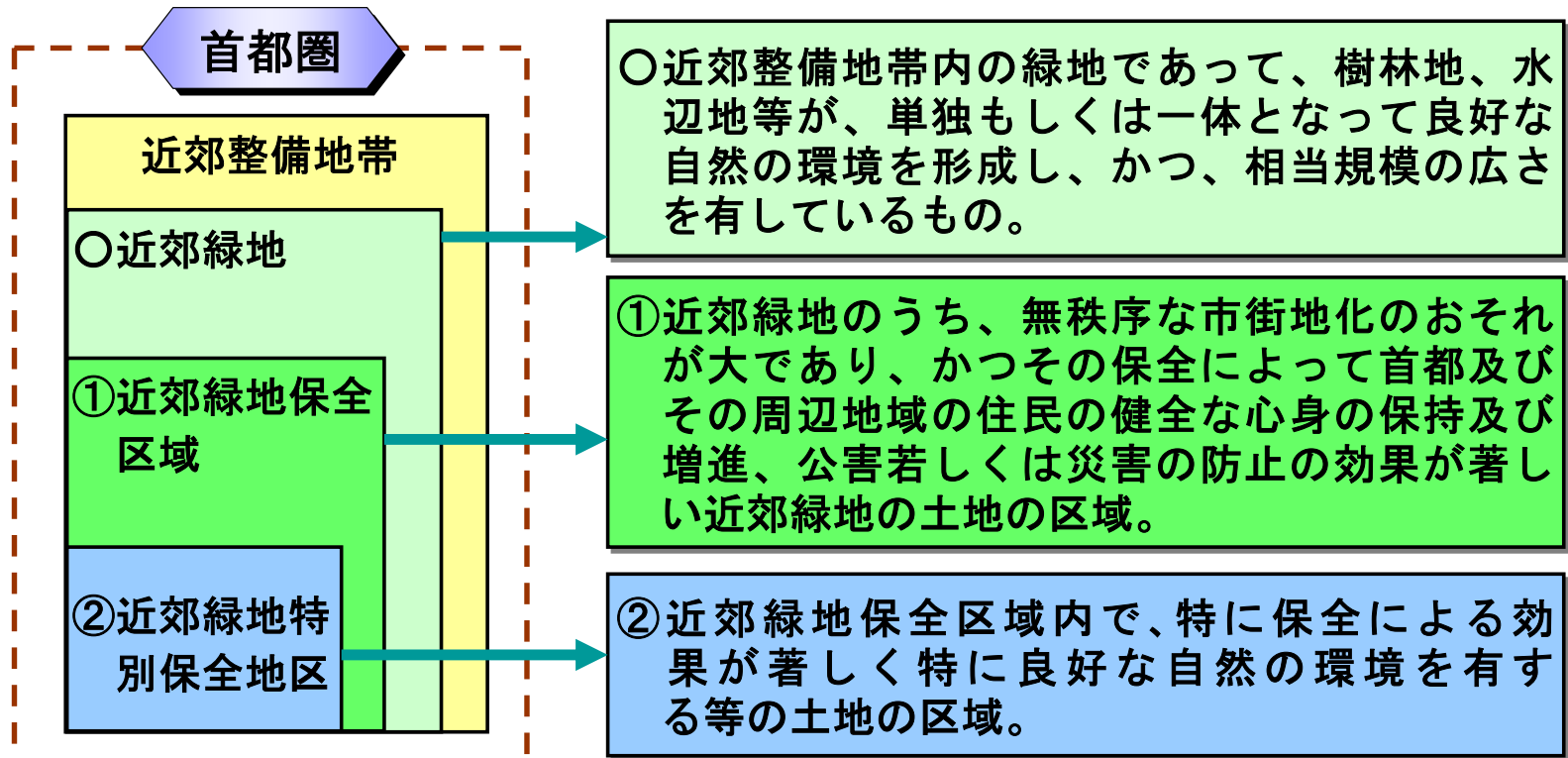
## 近郊整備地帯



- 戦後、首都圏への人口及び産業の集中に伴い、東京近郊において無秩序な市街地化、緑地の荒廃等が広がった。
- そのため、首都圏整備法に基づき、計画的な市街地整備とあわせて緑地の保全を行う政策区域「近郊整備地帯」を指定（昭和40年）
- 近郊整備地帯において広域的な緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的として昭和41年制度を創設（首都圏近郊緑地保全法）

# 近郊緑地保全制度の概要

目的	良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。
根拠法	首都圏近郊緑地保全法(昭41法101) 都市緑地法(昭48法72)



# 近郊緑地保全制度の概要

## ①近郊緑地保全区域

広域的かつ長期的見地から指定

指 定	関係地方公共団体及び国土審議会の意見を聴き、環境大臣その他関係行政機関の長へ協議し、 <b>国土交通大臣が決定</b>
保全計画	国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画(近郊緑地保全計画)を決定。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、 <b>知事等に届出</b> 。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、 <b>助言又は勧告</b> を行うことができる。
区域の保全等	○近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担。(※) ○地方公共団体等は、土地の所有者等と管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。

(※) 実際には、地元市等において、維持管理助成金・奨励金の交付の対象とされたり、独自の協定に基づく管理支援がなされる等の措置がとられることが多い。

# 近郊緑地保全制度の概要

## ②近郊緑地特別保全地区

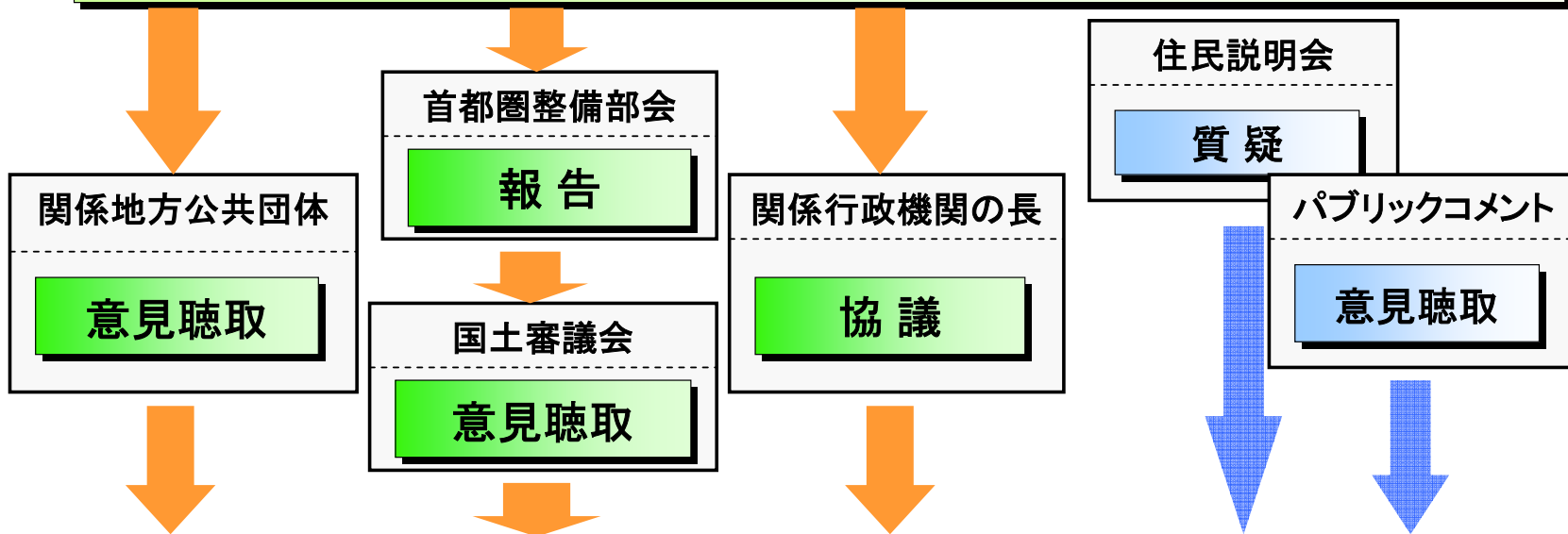
保全区域内の重要な地区

指 定	都県(政令市)が定める都市計画として決定
行為規制	<p>○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、<b>知事等の許可</b>が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき<b>損失を補償</b>。</li><li>・上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該<b>土地を買入れ</b>。国はその一部を補助。</li></ul> <p>○知事等は緑地保全について必要な措置(原状回復等)を命じることができる。</p>
費用負担	<p>○国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金について法令の範囲内において、資金事情等が許す限り配慮。</p>

# 近郊緑地保全区域の指定の手続き

保全区域の指定に向けた検討(検討対象地域の設定)

保全区域の区域設定(案)及び保全計画(案)の作成



保全区域の指定・保全計画の決定

官報告示(効力発生)



# 近郊緑地保全区域の指定

## 近郊緑地保全区域

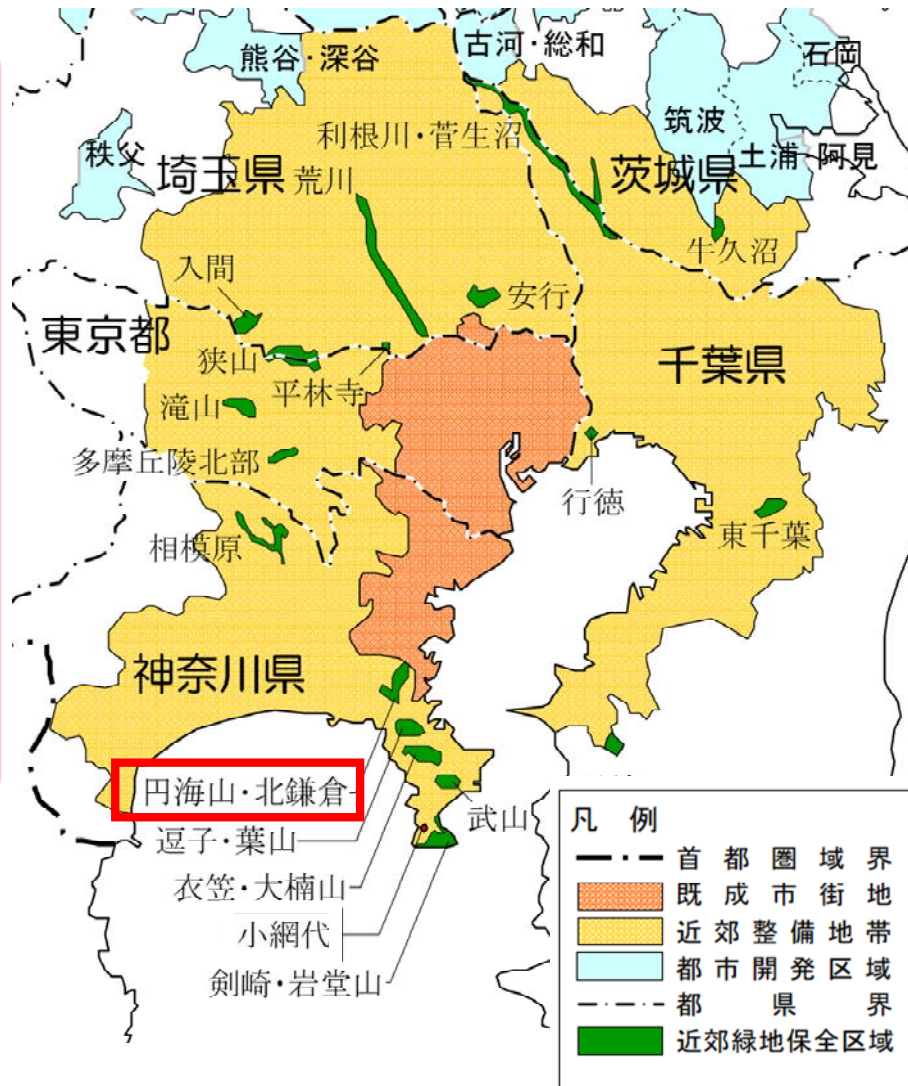
- ・ 19区域
- ・ 全体 15,763ha  
(代々木公園 291個分)

## 近郊緑地特別保全地区

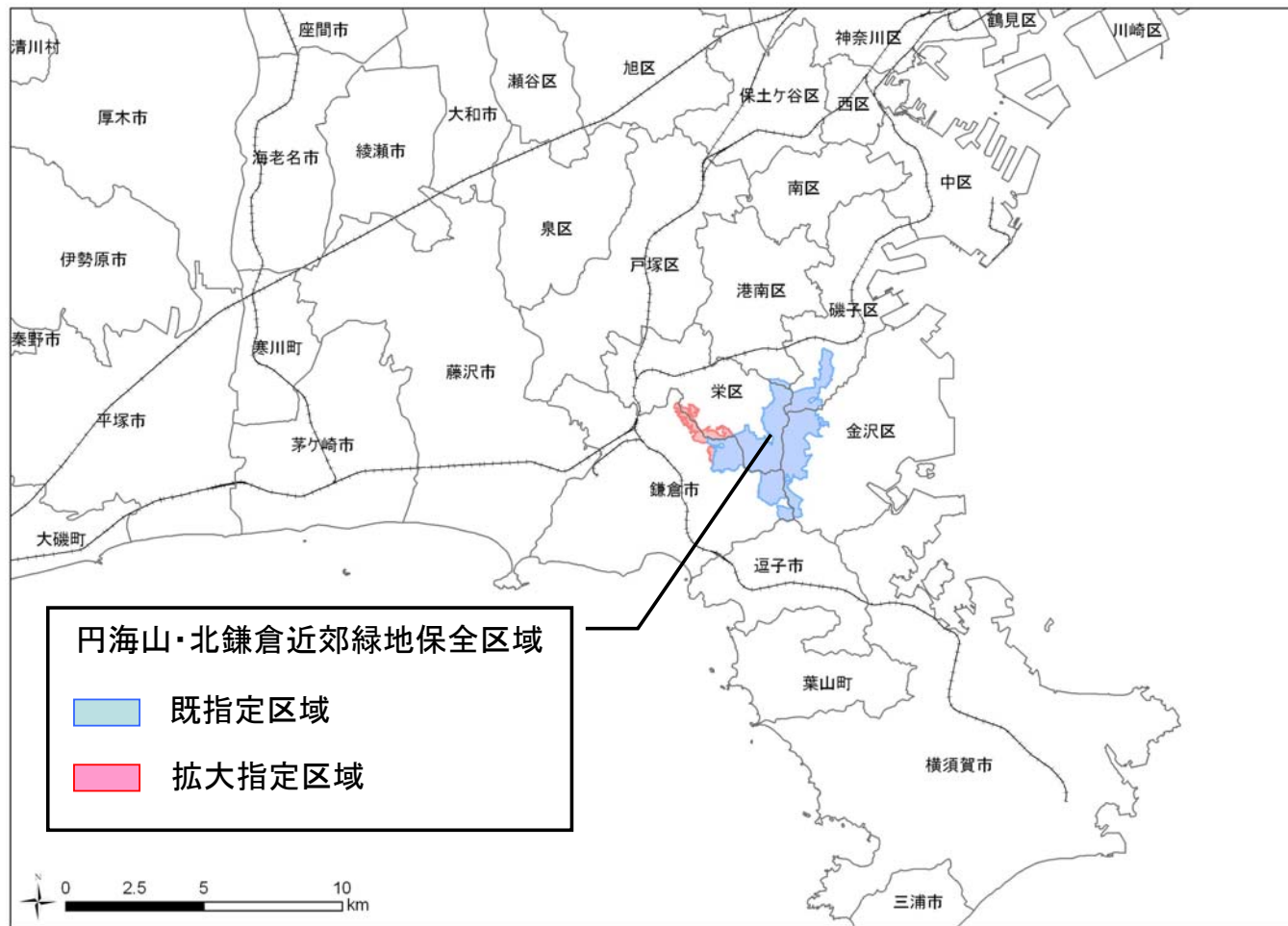
- ・ 9地区
- ・ 全体 759ha  
(代々木公園 14個分)

### 【参考】近畿圏の指定状況

- 近郊緑地保全区域  
6区域 (81,212ha)
- 近郊緑地特別保全地区  
17地区 (2,697ha)

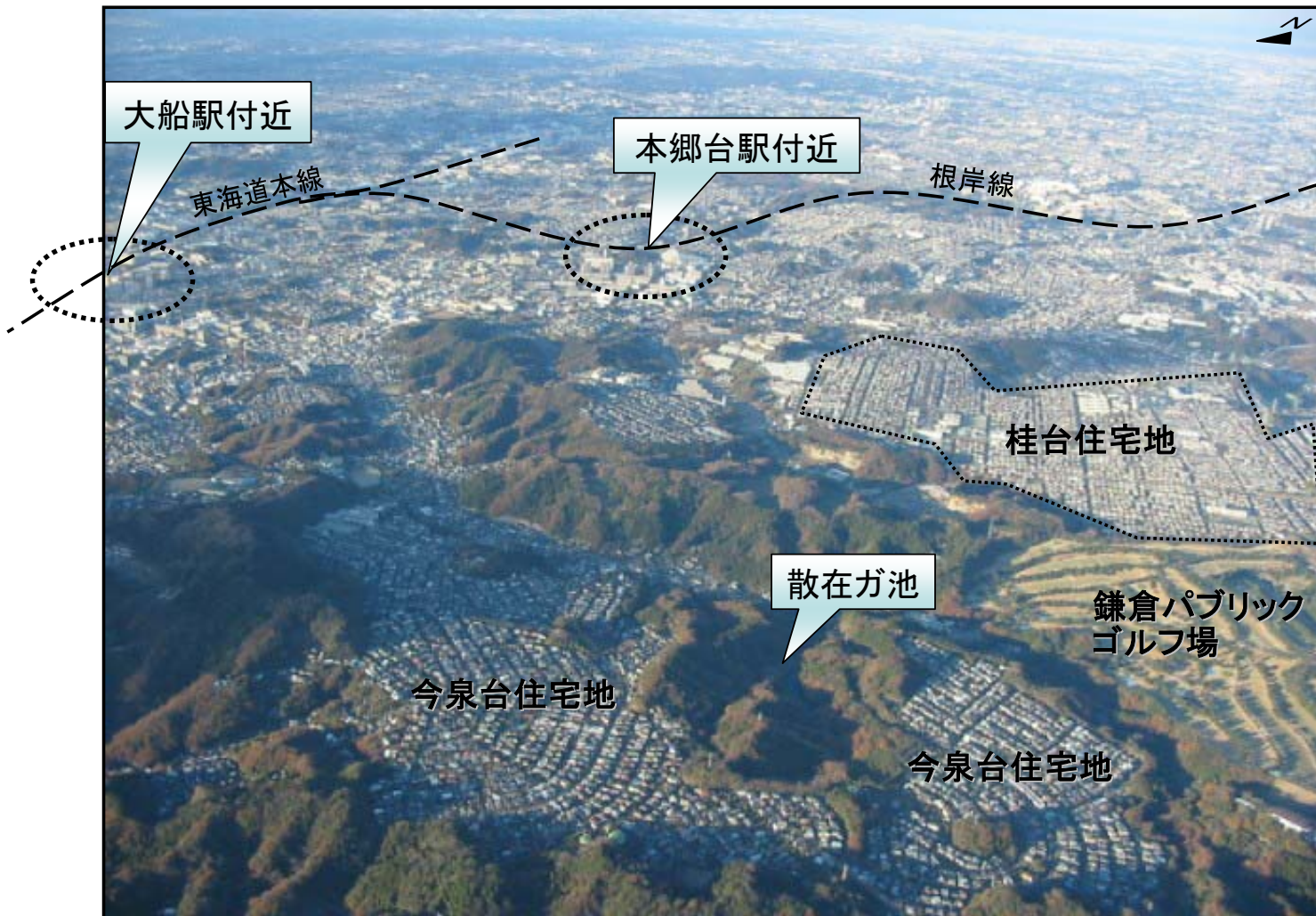


# 近郊緑地保全区域の拡大指定(案)





# 近郊緑地保全区域の拡大指定(案)



拡大指定地(案)を東南方向から望む

写真: 神奈川県

# 近郊緑地保全区域の追加指定(案)

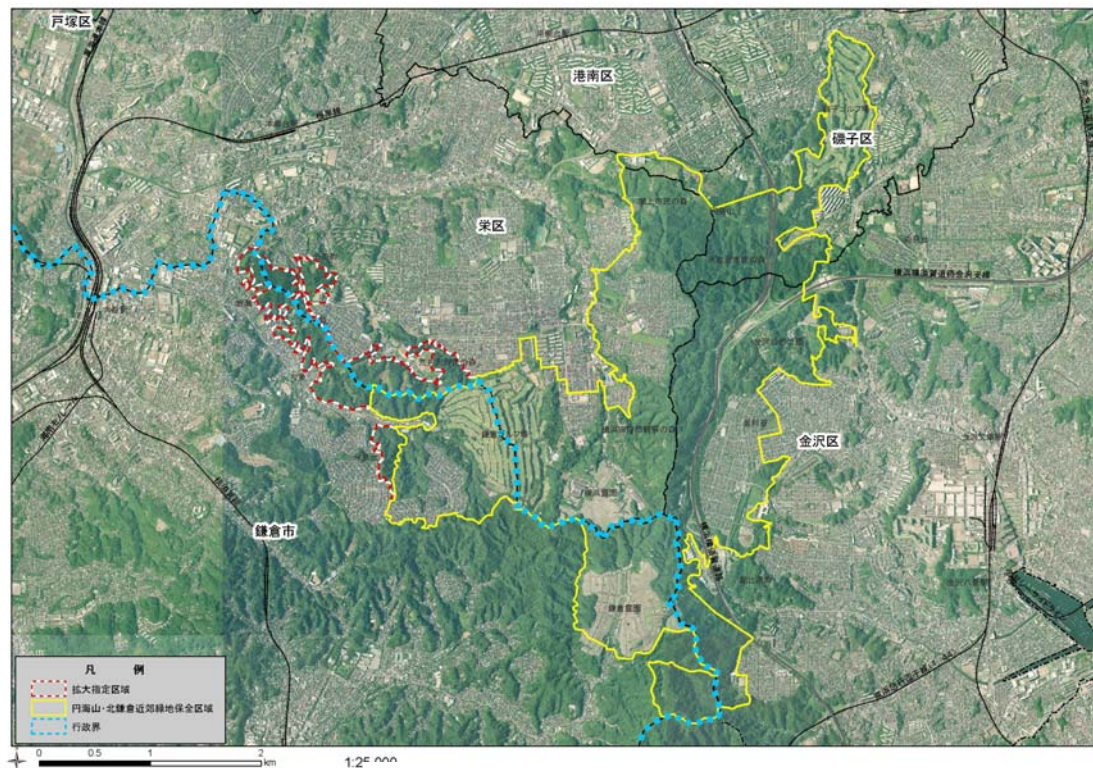
## 1 名称

えんかいざん

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 (当初指定:昭和44年)

## 2 拡大指定面積

約98ha (拡大指定後面積:1,096ha)



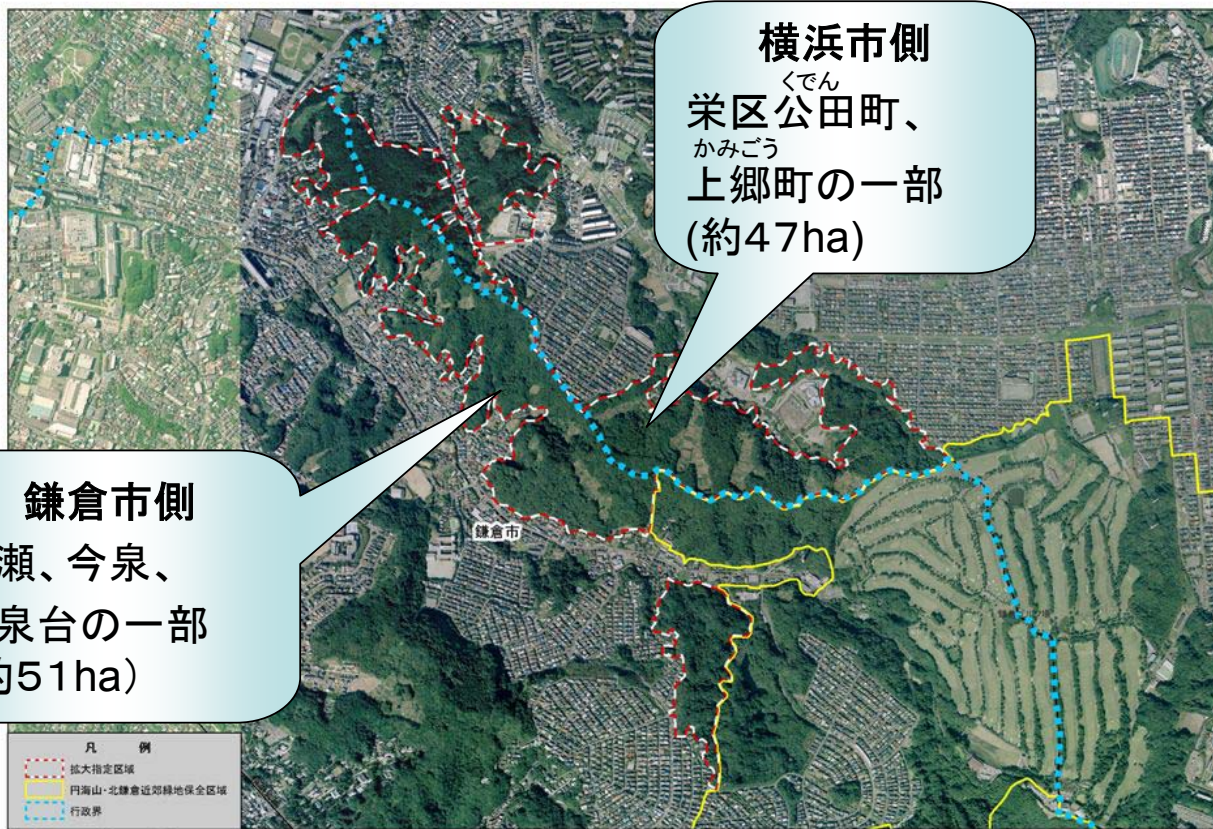
市境

拡大指定区域


既指定区域



# 近郊緑地保全区域の追加指定(案)



市境

 拡大指定区域

 既指定区域

## 指定の要件

### 法第2条（近郊緑地の状況）

- ・近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地等の土地が、単独もしくは一体として良好な自然の環境を形成し、かつ相当規模の広さを有しているもの

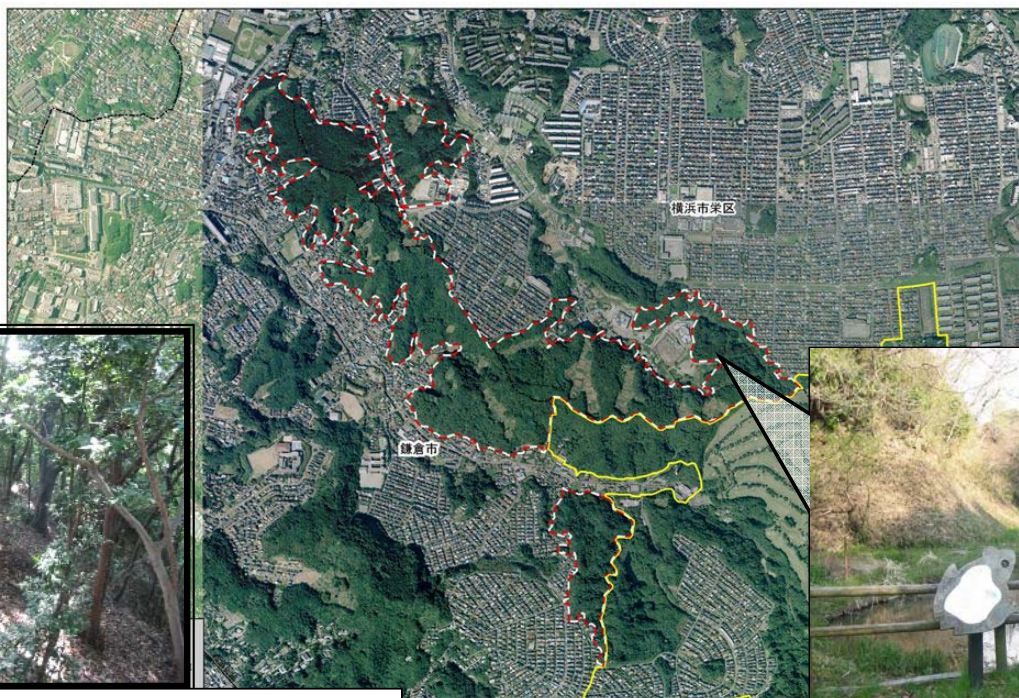
### 法第3条（近郊緑地保全区域として指定することができる近郊緑地）

- ・近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域



## 良好な緑地・景観の状況

・丘陵部のコナラ・オニシバリ群落を主体とする二次林やスギ・ヒノキ植林、水辺の環境がまとまりをもって維持されており、貴重種を含む約500種におよぶ動植物種が生息生育する良好な自然環境が形成されている。



コナラ・オニシバリを中心とした植生



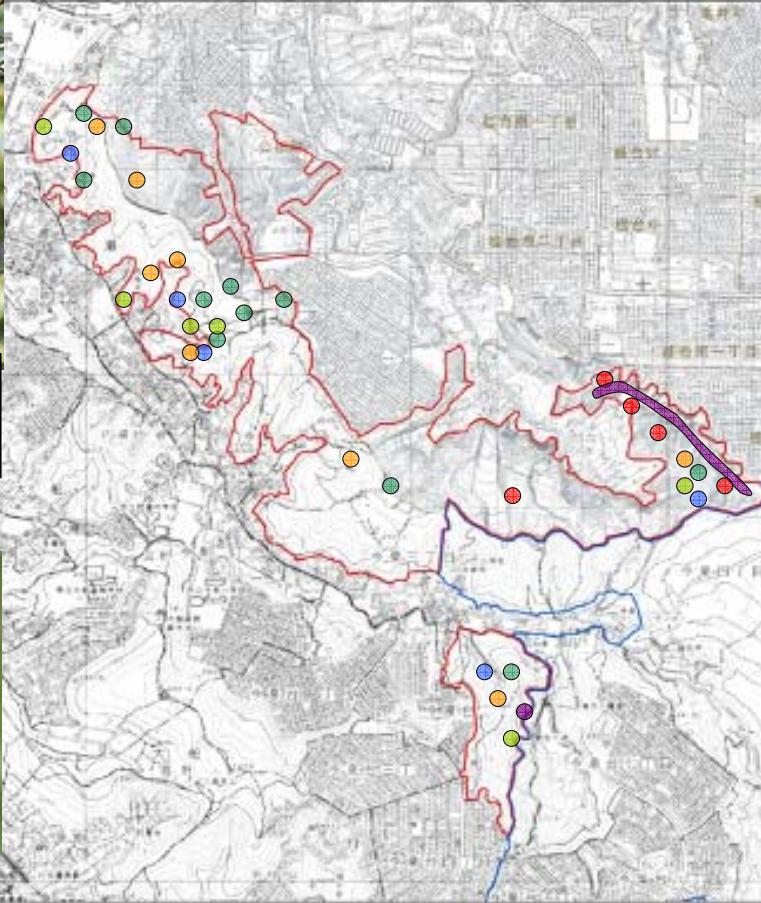
荒井沢地区の風景



# 多種の動植物



**アオジ**  
 (神奈川県レッドデータブック※2  
 絶滅危惧Ⅱ類)



**ヘイケボタル**  
 (神奈川県レッドデータブック  
 準絶滅危惧)



**カワセミ**



**ホトケドジョウ**  
 (環境省レッドデータブック※1  
 絶滅危惧ⅠB類)

■ 貴重な植物群落等  
 ■ ほ乳類  
 ■ 鳥類  
 ■ 昆虫類  
 ■ 両生類・は中類  
 ■ 魚類・甲殻類

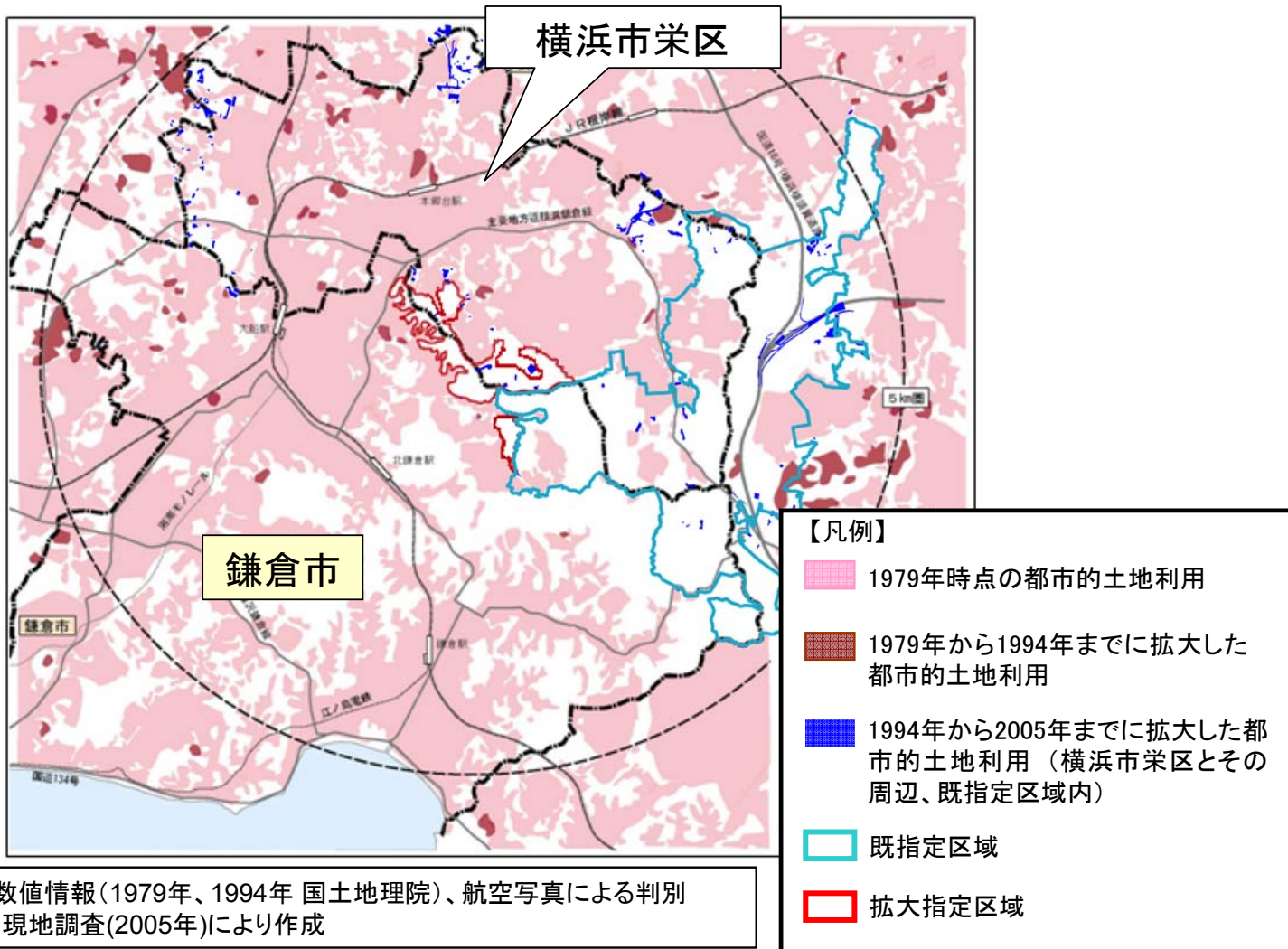
■資料: 鎌倉市自然環境調査報告書(平成15年3月、鎌倉市)、荒井沢緑地里山再生計画基本構想策定調査自然環境調査報告書(平成7年3月、横浜市栄区)、神奈川県地域環境評価書(平成2年、神奈川県)

※1 「日本の絶滅のおそれのある野生生物(平成16年3月、環境省)」

※2 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」



# 依然として継続する市街化のおそれ



## 自然とのふれあい拠点

荒井沢及び散在ガ池周辺において、市民の森・公園等が整備されており、**首都圏住民のための自然体験や環境学習の場**となっている。また、市民の森においては、市民団体と連携した環境保全によって、良好な里山環境が維持されている。



市民団体による環境保全活動  
(荒井沢地区)



市民の森での交流会の様子  
(荒井沢地区)

# 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(変更案)

## 保全計画の項目と変更のポイント

- 自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点からゾーン分け

### 一 保全の基本方針

- ゾーン毎の規制及び推進施策に関する考え方

- (1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地の適切な保全
- (2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理に関する多様な主体との協働

### 二 近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

- 整備計画策定にあたっての自治体間の連携、多様な主体からの意見聴取

### 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

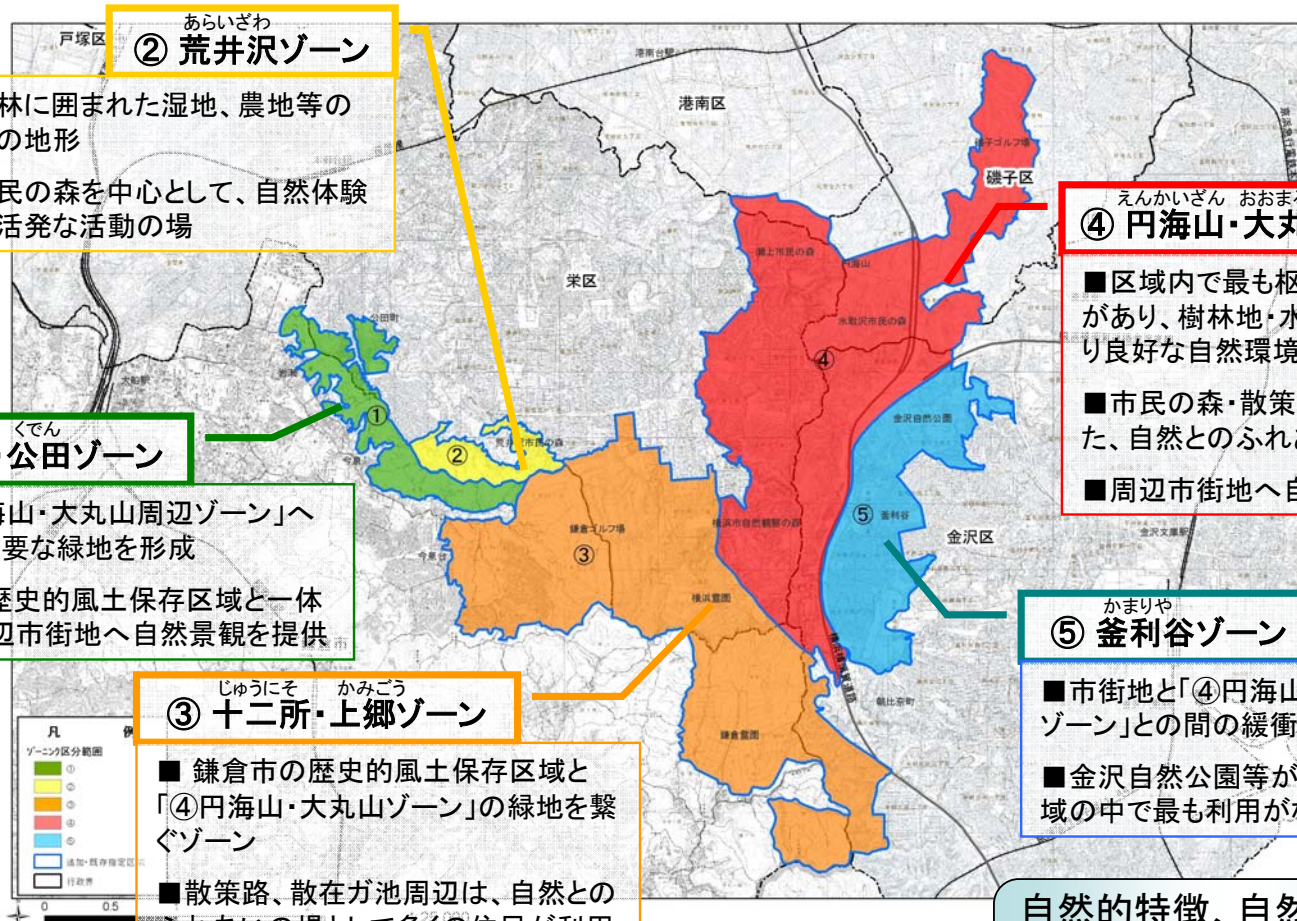
- 指定にあたって特に配慮すべき事項

→「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地等のまとまりをもって維持されている枢要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全する。

### 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項



# 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画(変更案)



## ② 荒井沢ゾーン

- 樹林に囲まれた湿地、農地等の谷戸の地形
- 市民の森を中心として、自然体験等の活発な活動の場

## ① 岩瀬・公田ゾーン

- 「④円海山・大丸山周辺ゾーン」へと伸びる重要な緑地を形成
- 鎌倉市歴史的風土保存区域と一体となり、周辺市街地へ自然景観を提供

## ③ 十二所・上郷ゾーン

- 鎌倉市の歴史的風土保存区域と「④円海山・大丸山ゾーン」の緑地を繋ぐゾーン
- 散策路、散在ガ池周辺は、自然とのふれあいの場として多くの住民が利用

## ④ 円海山・大丸山周辺ゾーン

- 区域内で最も重要な骨格的緑地があり、樹林地・水辺地が一体となり良好な自然環境を形成
- 市民の森・散策路等が整備された、自然とのふれあいの場
- 周辺市街地へ自然景観を提供

## ⑤ 釜利谷ゾーン

- 市街地と「④円海山・大丸山周辺ゾーン」との間の緩衝帯
- 金沢自然公園等が整備され、区域の中で最も利用がなされている

自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点からゾーン分け